

滋賀県営住宅駐車場の管理運営方法の見直しについて

1 経過

県営住宅における自動車の保管については、車庫法等の法令遵守や県営住宅の適正管理の観点から、団地の戸数に応じた駐車場が整備できた団地から、平成 7 年度以降、順次駐車場の有料化を進めてきたところである。

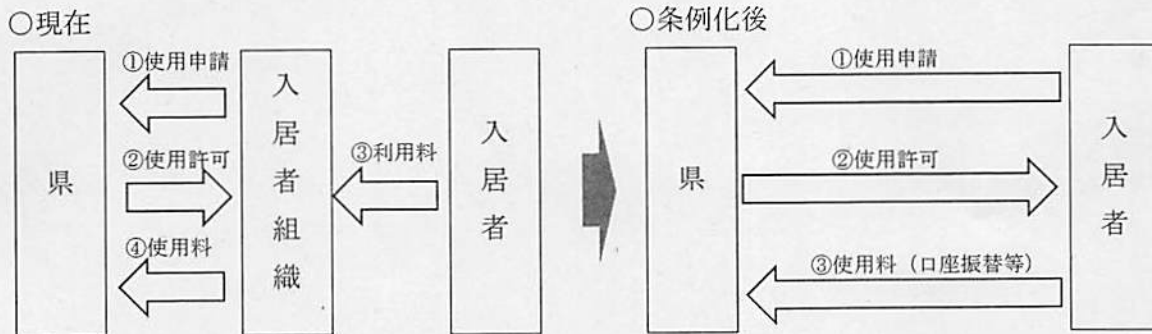
整備が完了した駐車場の管理は、入居者で組織する駐車場管理組合等（以下、「入居者組織」という。）に県が地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可により駐車を認めることとしてきた。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行等から入居者組織による駐車場の管理運営に支障が出て来ていたことから、県営住宅の適正管理を図るため、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例を改正し、県の直接管理運営方法に見直そうとするものである。

2 条例の改正点

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1)改正点 | 駐車場の管理に関する規定を県営住宅の設置および管理に関する条例に追加 |
| (2)議会への上程 | 平成 29 年 11 月議会 |
| (3)改正後の条例の施行 | 平成 30 年 4 月 1 日 |

3 許可等の見直し点



- | | |
|---------|---------------------------------------|
| (1)対象団地 | 25 団地(県営住宅の敷地内に戸数に見合う台数のスペースが確保できる団地) |
| (2)使用許可 | 入居者および同居者等 |

4 今後のスケジュール (平成 29 年 9 月から)

9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
		11 月議会上程					新たな 管理・運営 スタート
条例原案作成・調整				諸手続き等			
住民説明会							